

【NSW 州】シドニー西部地域在住者の市外通勤制限の Blacktown、Cumberland 各市への拡大(7月24日(土)以降)

【ポイント】

- 以前からの Fairfield、Liverpool、Canterbury-Bankstown 各市(LGA)在住者に加え、7月24日(土)以降は Blacktown、Cumberland 各市在住者も、許可された労働者(authorised worker)でない限り、住んでいる市を離れて仕事をすることはできません。
- 許可された労働者であっても、Fairfield 市在住者、Canterbury-Bankstown 市在住介護・医療従事者が市外に通勤する場合には、72時間毎に新型コロナウイルス検査を受ける必要があります。

【本文】

1 NSW 州政府は、シドニー西部地域での新型コロナウイルスの市中感染が引き続き拡大している状況を受けて、国家的緊急事態(national emergency)を宣言し、規制を更に強化しています。

2 以前からの Fairfield、Liverpool、Canterbury-Bankstown 各市(LGA)在住者に加え、7月24日(土)以降は Blacktown、Cumberland 各市在住者も、許可された労働者(authorised worker)でない限り、住んでいる市を離れて仕事をすることはできません。許可された労働者の詳細については、NSW 州政府のウェブサイトをご確認ください。

3 許可された労働者であっても、Fairfield 市在住者、Canterbury-Bankstown 市在住介護・医療従事者が市外に通勤する場合には、72時間毎に新型コロナウイルス検査を受ける必要があります。

4 上記規制に関する詳細は NSW 州ウェブサイトでご確認ください。不明な点がある場合には、NSW 州保健省に電話(1800 943553)でご確認ください。

○NSW 州政府ウェブサイト

(シドニー西部地域在住者の市外通勤制限)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules/greater-sydney-workers#western-sydney-rules-and-restrictions>

(許可された労働者)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules/authorised-workers>

(最新の公衆衛生命令)

<https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/covid-19/Pages/public-health-orders.asp>

[x](#)

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>